

松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会の会議結果報告

| | |
|-----------|--|
| 1.会議名 | 第6回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会 |
| 2.開催日時 | 令和元年11月21日(木)午後1時~午後2時 |
| 3.開催場所 | 飯南コミュニティセンター 2階会議室 |
| 4.出席者氏名 | (委員) ◎岩崎恭彦、小山利郎、瀧本和彦、瀧本泰介、岡田るみ子、 平野克江 (◎印は委員長) (事務局) 環境生活部 村林部長 環境生活部飯南・飯高環境事務所 竹内所長、金谷主査、中西主査 環境生活部環境課 鈴木係長 |
| 5.公開及び非公開 | 公開 |
| 6.傍聴者 | 3人 |
| 7.担当 | 松阪市環境生活部 飯南・飯高環境事務所 TEL 0598-32-2512 FAX 0598-32-2557 E-mail iikankyou@city.matsusaka.mie.jp |

<事項>

- 1.委員長あいさつ
- 2.報告事項
 - ・前回の内容確認について
- 3.協議事項
 - ・答申案について
- 4.その他

会議録 別紙

第6回松阪市飯南・飯高管内浄化槽事業の今後のあり方検討委員会議事録

1.開催日時：令和元年11月21日（木）午後1時～午後2時

2.開催場所：飯南コミュニティセンター 2階会議室

3.出席者

出席委員：◎岩崎恭彦、小山利郎、瀧本和彦、瀧本泰介、岡田るみ子、
平野克江（◎印は委員長）

事務局：環境生活部 村林部長
環境生活部飯南・飯高環境事務所 竹内所長、金谷主査、中西主査
環境生活部環境課 鈴木係長

4.内容

(1) 委員長あいさつ

—委員長のあいさつ—

(2) 報告事項

・前回の内容確認について

第5回検討委員会会議結果報告の確認

—事務局から説明—

(3) 協議事項

・答申案について

—事務局から資料にて説明—

【委員長】

大きな方向性としては、前回までの検討委員会で審議いただけてきたところは、まとめていただいているように思いますが、答申案について、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

【委員】

今まで何回も検討してきた結果に基づいて、その意見が答申案となっているので、良いのかなという思いがします。人口減少とか反映しにくいところもありますが、その点についても意見が述べられているので良いと思います。

【委員】

答申書の内容は、これまでの協議の内容と変わらないので、私も了解したいと思います。

【委員長】

本日、答申として確定させていただくこととなりますので、細かい字句の訂正とかにつ

いてもご指摘があればご意見をいただきたいと思います。

【委員長】

2 ページに5つの課題があります。基本的には、この課題に対してどのように考えるかという形で、3 ページの今後の方向性についてまとめていただいていると思うのですが、課題④については、この答申では、まだ何も答えてないと思います。

協議の途中では、「個人管理を希望される方には、浄化槽を個人に譲渡してはどうか。」ということについて、ご審議をいただいてきたと思います。この課題に対しては、「川の環境保全の観点から、しっかりと管理する必要があるということで、希望される世帯に対し譲渡をするのではなく、市が全て管理をする。」というような方向性に整理していただいたと思います。

やはり、課題として提示したからには、それに対して検討委員会としてどのように考えたのかということをご答申に示していただくのは必要かと思いますが、答申の中に盛り込んでいただくのがよいかと思います。

【委員】

3 ページの下から3行目には、「現行の市整備型事業では、一般住宅・店舗・事務所・作業所等を対象としており、50人槽までが設置可能となっています。一方、個人設置型事業では、一般住宅及び併用住宅に設置される10人槽までの浄化槽を補助金の対象としています。」と書かれていますが、少し違和感があります。このあたりの表現を考えていただきたいと思います。比較するのであれば、人槽の比較があって、個人設置型事業との比較がある方が分かりやすいのかなと思います。

【事務局】

「一方、個人設置型事業では、一般住宅及び併用住宅に設置される10人槽までの浄化槽を補助金の対象としています。」という部分を外すということによろしいですか。

【委員長】

完全に外してしまうのはどうかと思います。個人設置型事業との整合性をとるという観点から、10人槽までを対象とするということですので、外すのはどうかと思います。

ご指摘をいただいた内容は、「市整備型と個人設置型で何を対比しているのかということが文面から読み取りにくい。対象を比較しているのか、それとも、費用負担のあり方を対比させているのか、そのあたりを明確にさせていただくような表現に変えてはどうか。」ということだと思います。

答申の字句の修正については、最終的には事務局と委員長に一任していただいたうえで、委員の皆様には完成したものについて、支障がないかをご確認いただくような手順になるかと思いますが、調整を加えたうえで、主旨に添うような形に変えさせていただきたいと思います。

【委員長】

4ページの維持管理についての(1)ですが、主語が無いと思います。

「維持管理を市が行うものとします。」というように「市が」という主語を入れていただくと、より分かりやすいかと思います。

また、3ページの6行目の、「櫛田川を守り、後世に受け継いでいこう。」の後ろに「と」が抜けていると思います。

【委員長】

先ほど2人の委員さんから、答申の大きな方向性についてはご賛同をいただきましたので、他の委員さんにも、答申案の考え方について、お聞かせいただきたいと思います。

【委員】

これまでに検討してきた中身がしっかりと入っているので良いのではないかと思います。

【委員】

私たちが協議してきた結果が、このようにまとめられているということは良かったと思いますが、減免のことはすごく気になっています。

3ページに、「維持管理経費については、減免制度もあるため、使用者から徴収する浄化槽使用料だけで賄うことはできていません。」というように書かれています。減免制度があるから、維持管理経費を賄っていくことができないような書き方になっています。減免制度については、市で考えていくことですが、アンケートでも、いっぱい意見がありましたので、表現の仕方を考えていただければと思います。

【事務局】

3ページの21行目に、「一方、維持管理については、減免制度もあり、使用者から徴収する浄化槽使用料だけで賄うことはできていません。」となっていますが、答申の書き方に関しましては、後日、委員長とも調整させていただきまして、修正等をしていきたいと思えます。減免制度につきましても、ご意見をいただきましたので、字句につきまして検討していきたいと思えます。

【委員】

4ページにも維持管理についての(3)に減免制度のことが書いてありますが、(4)のところへ、「減免制度も含めた必要な見直しを図ることで、」とした方が分かりやすいかと思えます。

【委員長】

今の形だと減免制度だけが使用料だけで賄えていない原因の様な誤解を招いてしまうような結果となっているということだと思えますので、それも、制度見直しの一つの要素だ

というようなところを明確にさせていただく上では、ご提案の様な書き方、書き直しをしていただければよいかと思っておりますのでご検討ください。

【委員長】

書き足していただく部分や、書き直していただく部分、さらに、誤字、脱字の修正を図っていただく部分などはあると思いますが、大きな方向性については、皆様のご承認が得られたというように私としては判断を致します。大きな方向性としては、これで確定をさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

—委員全員、了承—

【委員長】

ありがとうございます。それでは、本日のご意見も踏まえて、さらに答申案を修正し、完成に近づけていきたいと思っております。事務局から今後の流れについての説明はありますか。

【事務局】

ありがとうございます。今後のスケジュールですが、本日の内容を踏まえ、委員長と相談のうえ、答申書を作成させていただきます。その後、再度、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

(4. その他)

【委員長】

続きまして、その他について事務局からの説明をお願いします。

【事務局、竹内】

委員の皆様には、2年間にわたり、熱心なご協議をいただきまして本当にありがとうございました。委員会から提出をいただきます答申書提出の日程については次の通りです。

(答申書の提出)

提出日：令和元年12月18日(水曜日) 午後4時～

提出場所：松阪市役所3階 応接室にて